

議案第47号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき <u>14,000円</u></p> <p>(26)～(50) 略</p> <p>(51) 削除</p> <p>(52) 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新 1件につき23,000円</p> <p>(53) 削除</p> <p>(54)～(60の2) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき <u>12,700円</u></p> <p>(26)～(50) 略</p> <p>(51) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき<u>2,000円</u></p> <p>(52) 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新 1件につき23,000円</p> <p>(53) 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え 1件につき<u>2,200円</u></p> <p>(54)～(60の2) 略</p> <p>(60の3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき<u>1,700円</u></p>
---	--

- (60の4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え 1件につき2,100円
- (61)～(68) 略
- (69) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 探偵業法第4条第1項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき3,600円
- イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき1,600円
- (70) 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき1,100円

2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

そ の 他

議案第48号

工事請負契約（国道313号（北条倉吉道路延伸）橋梁上部工事（本線橋（仮称））（補助改良））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 国道313号（北条倉吉道路延伸）橋梁上部工事（本線橋（仮称））（補助改良）
- 2 工 事 場 所 東伯郡北栄町弓原
- 3 契約の相手方 大阪府中央区本町四丁目3番9号
株式会社横河ブリッジ大阪支店
支店長 高 藤 伸 治
- 4 契約金額 919,380,000円
- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 6 工事完成期限 令和7年8月29日
- 7 契約締結の方法 技術提案評価型総合評価競争入札

議案第49号

財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20平方メートル

2 相手方

鳥取市東品治町106番地

鳥取バスターミナル株式会社

3 貸付期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 貸付金額

バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該貸付に係る土地の国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条により交付すべき市町村交付

金の額のいずれか高い額

5 理 由

バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第50号

財産を減額して貸し付けること（(元) 境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	境港市中野町字膝根1929番1	1,497.50平方メートル
建 物	境港市中野町字膝根1929番1	780.00平方メートル

2 相手方

米子市上後藤八丁目9番23号

社会福祉法人養和会

3 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 貸付金額

知事が別に定める普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該貸付に係る土

地及び建物の貸付料年額の2分の1に相当する金額

5 理 由

障がい者の就労支援を図るため、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、引き続き当該建物及び周辺用地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第51号

財産を無償で貸し付けること（(元)皆生温泉公園）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市皆生温泉三丁目1379番のうち一部ほか6筆	15,363.75平方メートル

2 相手方

米子市

皆生プレイパーク運営委員会代表

3 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 理 由

県有財産の有効活用と維持管理費の低減を図るとともに、年間を通じたスポーツイベントや青少年育成活動等を通して地域の活性化を図る目的で設立された皆生プレイパー

ク運営委員会の活動の用に供するため、引き続き同委員会に当該土地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第52号

財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取農業高等学校 実習農園）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	1,709.40平方メートル

2 相手方

鳥取市

山王団地自治会会長

3 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 理 由

当該土地は県史跡天神山城跡（因幡守護所跡）として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、引き

続き山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第 5 3 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する前払金の支払の遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 損害賠償の相手方

西伯郡大山町

企業

2 損害賠償の要旨

県は、損害賠償金 4 9, 8 0 1 円を支払うものとする。

3 事件の概要

令和 5 年 1 0 月 5 日付けで県が損害賠償の相手方と締結した中山 3 期営農飲雑揚水設備工事請負契約の前払金の支払の履行に当たり、県が約定の支払期限内に支払を完了せず、2 8 日経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当該契約書の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。

議案第54号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放棄する権利の内容

放棄する権利	金額	相手方
平成12年度の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	5,770円	債務者 鳥取市 企業
平成13年1月17日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	85,785円	債務者 神奈川県足柄上郡中井町 個人
平成13年4月6日から平成17年2月27日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	18,888円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人
平成14年1月30日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	17,800円	債務者 東伯郡湯梨浜町 個人

平成14年2月18日から令和元年6月20日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	28,380円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人
平成14年9月27日から平成28年8月1日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	338,815円	債務者 鳥取市 個人
平成14年10月8日から同年11月11日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	3,070円	債務者 鳥取市 個人
平成14年12月28日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	26,055円	債務者 倉吉市 個人
平成15年8月27日から同月31日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	218,482円	債務者 広島市 個人 連帯保証人 広島市 個人
平成16年7月31日から同年8月8日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	6,266円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人及び相続人 鳥取市 個人
平成16年9月20日から同月27日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	12,680円	債務者 島根県松江市 個人
平成18年5月1日から同年8月17日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	747,141円	債務者 鳥取市 個人
平成18年11月1日から同月9日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	39,526円	債務者 鳥取市 個人

平成19年11月16日から平成24年9月26日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	201,460円	債務者 鳥取市 個人
平成21年10月13日から平成22年2月13日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	46,210円	債務者 米子市 個人
平成22年3月8日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	47,383円	債務者 米子市 個人
平成24年11月22日から平成25年9月18日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	440,658円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人
平成25年12月17日から平成28年7月19日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	435,797円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人及び相続人 鳥取市 個人
平成28年12月21日から同月30日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	158,819円	債務者 鳥取市 個人
平成29年4月13日及び同月14日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	24,000円	債務者 倉吉市 個人 連帯保証人 倉吉市 個人
令和3年12月5日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	31,360円	債務者 西伯郡大山町 個人
令和4年2月27日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	76,520円	債務者 神戸市 個人

令和4年3月15日から同年11月11日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	170,640円	債務者 東伯郡北栄町 個人
--	----------	------------------

2 放棄する理由

当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。

議案第55号

土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について

次のおり土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決（昭和34年3月20日議決）の一部を改正し、令和6年度分の市町村負担金から適用することについて、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
事 業 名	市町村の負担額	事 業 名	市町村の負担額
略		略	

<p>水産基盤整備事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設（荷さばき所及びこれに附帯する施設を除く。）の整備に係るものに限る。）</p>	<p>水産流通基盤整備</p>	<p>工事費の$\frac{0.75}{10}$の額 ただし、特定第三種漁港における外郭施設、水域施設及び係留施設（岸壁、物揚場、棧橋又は浮棧橋であって漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）に係るものについては工事費の$\frac{0.3}{10}$の額は工事費の$\frac{0.3}{10}$の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては工事費の</p>
<p>水産基盤整備事業（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設（荷さばき所及びこれに附帯する施設を除く。）の整備に係るものに限る。）</p>	<p>水産流通基盤整備</p>	<p>工事費の$\frac{0.75}{10}$の額 ただし、特定第三種漁港における外郭施設、水域施設及び係留施設（岸壁、物揚場、棧橋又は浮棧橋であって漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）に係るものについては工事費の$\frac{0.3}{10}$の額は工事費の$\frac{0.3}{10}$の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては工事費の</p>

災害関連	$\frac{0.37}{10}$ の額とする。 工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額	災害関連	$\frac{0.37}{10}$ の額とする。 工事費の $\frac{0.75}{10}$ の額
<p>農山漁村地域整備交付金事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設（荷さばき所及びこれに附帯する施設を除く。）の整備に係るものに限る。）</p> <p>地域水産物供給基盤整備</p> <p>水域環境保全創造</p>	<p>農山漁村地域整備交付金事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設（荷さばき所及びこれに附帯する施設を除く。）の整備に係るものに限る。）</p> <p>地域水産物供給基盤整備</p> <p>水域環境保全創造</p>	<p>農山漁村地域整備交付金事業（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設（荷さばき所及びこれに附帯する施設を除く。）の整備に係るものに限る。）</p> <p>地域水産物供給基盤整備</p> <p>水域環境保全創造</p>	<p>農山漁村地域整備交付金事業（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設に係るものに限る。）</p> <p>地域水産物供給基盤整備</p> <p>水域環境保全創造</p>
<p>港整備交付金（漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。）</p> <p>中略</p>	<p>港整備交付金（漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。）</p> <p>中略</p>	<p>港整備交付金（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。）</p> <p>中略</p>	<p>港整備交付金（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。）</p> <p>中略</p>
<p>林道舗装事業（林道開設事業のうち広域基幹として実施した林道又はフォレスト・コミュニティ総合整備</p>	<p>林道舗装事業（林道開設事業のうち広域基幹として実施した林道又はフォレスト・コミュニティ総合整備</p>	<p>農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 林道舗装事業（林道開設事業のうち広域基幹とし</p>	<p>農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 林道舗装事業（林道開設事業のうち広域基幹とし</p>

<p>事業のうち森林基幹として実施した林道)</p>	<p>て実施した林道又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業のうち森林基幹として実施した林道)</p>
<p>中略</p>	
<p>林業専用道開設事業（利用区域の森林面積が500ヘクタール以上のもの）</p>	<p>林業専用道開設事業（利用区域の森林面積が500ヘクタール以上のもの）</p>
<p>略</p>	<p>工事費の額の $\frac{2.13}{10}$ の額</p>
<p>略</p>	<p>工事費の額の $\frac{0.5}{10}$ の額の範囲内で知事が別に定める額</p>
<p>備考 略</p>	
<p>備考 略</p>	

議案第56号

事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所靴町庁舎整備等事業）の締結について

ての議決の一部変更について

次のとおり事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所靴町庁舎整備等事業）の締結についての議決（令和3年3月26日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
4	契	約	金	額	1,674,100,521円
4	契	約	金	額	1,655,021,372円

議案第57号

事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥

取県立美術館）についての議決の一部変更について

次のとおり事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決（令和2年3月24日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
1	事業契約の締結 (4) 契 約 金 額	15,493,669,864円	1	事業契約の締結 (4) 契 約 金 額	14,438,047,372円

議案第58号

公共施設等運営権の設定（鳥取県営水力発電所）についての議決の一部変更について

次のとおり公共施設等運営権の設定（鳥取県営水力発電所）についての議決（令和2年6月30日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
5 運営権の単位及び存続期間			5 運営権の単位及び存続期間		
運営権設定対象施設	運営権の存続期間の開始日	運営権の存続期間の満了日	運営権設定対象施設	運営権の存続期間の開始日	運営権の存続期間の満了日
小鹿第一発電所	令和6年8月1日	令和26年7月31日	小鹿第一発電所	令和6年2月1日	令和26年1月31日